

## 県立厚木西高等学校施設の利用について

### 1 ご利用いただける施設

施設	利用できる設備等※2	利用日	利用時間	利用料金
体育館※1	支柱・ネット バスケットゴール	毎日※3 (年末年始を除く)	19:00～21:00	電気代として、 1回2時間 440円
武道場		毎日※3 (年末年始を除く)	19:00～21:00	
附属施設(トイレ、洗面所)				

※1 利用できない種目があります。詳しくはお問い合わせください。

※2 電動式バスケットゴールは使用できません。ボール、シャトル、ラケットなどは各団体でご用意ください。

※3 学校行事や大会等で利用できない場合があります。

### 2 利用のしかた

#### (1) 利用できる方

学習・文化・スポーツ活動を目的とする県内在住又は在勤の方。

なお、次のような場合は、(利用承認後であっても)利用をお断りいたします。

- ア 特定の政党や宗教団体の支持若しくは反対のための利用その他政治又は宗教に関する活動を目的とした利用
- イ 営利を目的とした利用
- ウ 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのある利用
- エ 申込内容に反する利用
- オ その他、施設の管理や学校教育活動に支障をきたすおそれのある利用

#### (2) 申込方法

利用希望日の属する月の前月初日から15日までの間に、「施設利用申込書」(様式1)により事務室に申し込んでください。当年度に初めて利用する際は「利用者名簿」(様式2)も提出してください。他の利用者等との調整の後、利用可能であれば、施設利用承認書を交付します。

- ◆ 承認された後、利用できなくなった場合には、速やかにご連絡ください。
- ◆ 承認書を交付した後も天候等やむを得ない事由により施設が利用できなくなる場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ◆ 利用者名簿に変更があった場合は速やかに新しい利用者名簿を提出してください。

### (3) 利用当日の流れ

1. 利用の時間が近づいたら、19 時までに事務室窓口で「利用日誌」のファイルを受け取ってください。鍵の校外への持ち出しはできません。体育館入り口は2階です。外階段から2階に上がってください。
2. 利用日誌に必要事項を記入してください。利用にあたっては「4. 守っていただきたいこと」の注意事項を守ってください。
3. 利用終了後は清掃し、使用した器具は元の場所に戻してください。
4. 21 時までに消灯して窓等戸締りを確認、正面入り口を施錠してください(階段の照明は非常灯です。消えなくても問題ありません)。
5. 「利用日誌」のファイルを事務室玄関脇のポストに投函し、退出時には門の錠前をかけたください。

### (4) 利用料金

体育館利用の場合、電気代実費相当分として2時間 440 円(うち消費税 40 円)をお支払いいただきます。月末締めにて当月の利用分の納入通知書を発行しますので、必ず納付期限までにお支払いください。

## 3 保険の加入について

利用者の皆様には、万が一の事故に備えて、あらかじめ保険の加入をお勧めしています。また、利用申込みの際に傷害保険の加入の有無を確認させていただくことがありますので、ご了承ください。

- ◆ 4人以上のグループでご利用の場合には、「スポーツ安全保険」(1年間有効)に加入できます。詳しくは、公益財団法人スポーツ安全協会ホームページ (<https://www.sportsanzen.org/hoken/>) をご覧ください。

## 4 守っていただきたいこと

学校施設は、県民共有の財産です。皆さんが気持ち良く利用できるよう、また、生徒の教育活動の妨げにならないよう、次のことを守ってご利用ください。

- ア 県立学校は全面禁煙です。
- イ 指定された利用施設以外の場所には、立ち入らないでください。
- ウ 体育館内では、必ず体育館専用シューズを使用してください。
- エ 体育館内での飲食はできません。水分補給等は体育館の外でお願いします。また、

ごみは必ず持ち帰ってください。

- オ トイレは体育館1階ピロティのトイレを使用してください。
- カ 利用が終了したときは、利用施設の清掃を行い、利用前の状態に戻した後、利用者の中から指定されている利用責任者の確認を得てください。（活動後の消毒作業は不要です）
- キ 開放施設利用中の事故等、緊急時については、各自対応していただいております。利用にあたって利用責任者及び学校と連絡を密にするとともに、事故のないよう責任を持って安全に努めてください。
- ク 利用中は門扉を閉めてください。
- ケ 利用中に異常な状態に気付いたときには、速やかに警察等の関係機関に連絡してください。警察110番や消防119番に連絡した場合やその他必要と考えられる場合には、学校に必ず報告してください（施設利用日誌への記入等）。
- コ 自動体外式除細動器（AED）は体育館入口ホールに設置されており、心停止の際には、利用者の皆様にも簡単な操作でお使いいただけますので、施設を利用される際には必ず設置場所を確認いただきますようお願いいたします。なお、使用した場合は必ず事務室までご連絡ください。
- サ 利用中に施設・設備・物品等を破損若しくは滅失したときは、学校に連絡し、施設・設備破損届を必ず提出してください。
- シ 利用者が施設・設備・物品等を故意又は過失により破損若しくは滅失したときは、原状に復するための経費について、弁償の責任を負っていただきます。
- ス 開放施設の利用に伴い、利用者が第三者に損害を与えた場合は、利用者がトラブルの解決に当たり、賠償の責任を負っていただきます。
- セ 児童・生徒が利用する場合、利用責任者は、学校施設への行き帰りに関しても、複数での行動を呼びかけるとともに、集合・解散時刻をあらかじめ定めるなど、安全策を講じてください。

## 5 感染症対策における留意事項

- ア 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、無理に活動に参加せず、自宅で休養するようにしましょう。
- イ 施設の利用前には、手を洗いましょう。
- ウ 利用中は、十分な換気を行いましょう。
- エ その他、学校が決めた措置や指示に従ってください。

緊急の場合は次の関係機関にご連絡ください。

- ・警 察 110
- ・消 防 119
- ・病 院 あつぎ健康相談ダイヤル24（0120-31-4156）に電話し、休日・夜間の当番病院の照会をしてください。